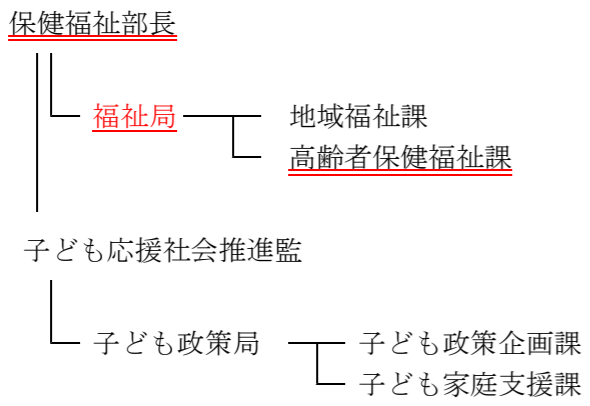
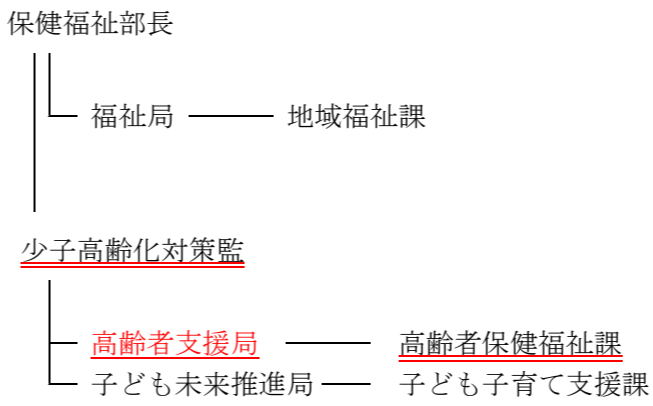


令和5年6月1日付けで組織機構改正があり、以下のとおり開催要領を改正しております。

北海道高齢者保健福祉施策検討協議会 開催要領 新旧対照表

新	旧	改正理由
<p>第1～第3 (略)</p> <p>(運営)</p> <p>第4 協議会は、必要に応じて、<u>保健福祉部長</u> (以下、「部長」という。) が招集し、主催する。</p> <p>2 懇談会に座長を置き、<u>部長</u>が指名する。</p> <p>3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。</p> <p>4 <u>部長</u>が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5</p> <p>(1) 協議会の事務は、保健福祉部<u>福祉局</u>高齢者保健福祉課において行う。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>部長</u>が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月26日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年6月19日から施行する。</u></p>	<p>(運営)</p> <p>第4 協議会は、必要に応じて、<u>保健福祉部少子高齢化対策監</u> (以下、「対策監」という。) が招集し、主催する。</p> <p>2 懇談会に座長を置き、<u>対策監</u>が指名する。</p> <p>3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。</p> <p>4 <u>対策監</u>が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第5</p> <p>(1) 協議会の事務は、保健福祉部<u>高齢者支援局</u>高齢者保健福祉課において行う。</p> <p>(2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>対策監</u>が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月26日から施行する。</p>	<p>R5.6.1機構改正に伴う組織名等の変更</p>

[ 参 考 ] 組織機構図

<p>【R5.6.1～】</p> 	<p>【～ R5.5.31】</p> 	
--	--	--